

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第148号
令和3年10月27日
警察庁交通局交通規制課長

保管場所標章の郵送による交付について(通達)

自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項ただし書に規定する申請(以下「オンライン申請」という。)に基づく保管場所証明に係る手続については、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)において、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組として、「警察署等への来訪が不要となるよう、保管場所標章の郵送交付を実現する」ことが盛り込まれ、令和4年1月に措置することが求められている。

これを踏まえ、自動車保有関係手続のワンストップサービス(以下「OSS」という。)を利用した保管場所証明に係る申請を行う者及びその代理人(以下「OSS利用申請者等」という。)がシステム上で保管場所標章(以下「標章」という。)の郵送希望の有無について入力し、警察側で画一的・組織的な管理が可能となるようOSSに係る警察共同利用型システム(以下「J-POSS」という。)の改修を行う予定である。

しかしながら、J-POSSの改修には一定期間を要することから、それまでの間、暫定的な取組として、OSS利用申請者等から電話等により標章の郵送を希望する旨の連絡を受けた場合、郵送により標章を交付することとしたので、OSSを導入している各都道府県警察にあつては、職員への周知を徹底し、取扱いの適正を期されたい。

記

1 電話等による標章の郵送交付開始日

令和4年1月4日

2 郵送交付の対象者

標章の郵送交付を希望するOSS利用申請者等

3 実施要領

(1) OSS利用申請者等への教示事項

OSS利用申請者等から保管場所の位置を管轄する警察署に電話等により、標

章の郵送を希望する旨の連絡があった場合は、次の事項について教示するものとする。

ア 様式第1号「保管場所標章郵送希望申請一覧」は、各都道府県警察のウェブサイトからダウンロードできるので、所定の事項について記載すること。

特に、複数の申請について、まとめて郵送交付を希望する場合は、誤りのないように漏れなく記載すること。

イ 返信用封筒は、追跡可能なレターパックプラスとし、郵送先（お届け先）欄に住所、氏名及び電話番号を、差出人（ご依頼主）欄に保管場所の位置を管轄する警察署の住所、警察署名、警察署の電話番号を、品名に「保管場所標章」と記載すること。

ウ OSS申請画面の「状況の照会」から「警察署への手続」に進み、「現在の申請状況」が「保管場所標章送付待ち」となっていることを確認した後、任意の封筒に、様式第1号（前記アにより必要事項を記載したもの）及び返信用封筒（前記イにより必要事項を記載したレターパックプラス）を封入し、警察署に送付すること。

エ 郵送に係る一切の費用は、OSS利用申請者等の負担となること。

(2) 標章の郵送交付に係る事務処理

OSS利用申請者等から返信用封筒が送付された場合、様式第2号「保管場所標章郵送交付管理表」又は各都道府県警察で運用している既存の保管場所関係簿冊（以下「郵送交付管理表等」という。）を活用の上、次の要領により処理するものとする。

ア 様式第1号の記載事項及び返信用封筒の記載事項について、オンライン申請の内容と誤りが無いことを確認し、不備等があれば、当該OSS利用申請者等に確認を行い、必要があれば是正させること。

イ アの確認後、標章、保管場所標章通知書及び様式第1号の写しを返信用封筒に封入の上、当該返信用封筒の「ご依頼主様保管用シール」をはがし、郵送交付管理表等に貼付しておくこと。

ウ 郵送交付管理表等には、イのご依頼主様保管用シールのほか、受付日、発送日及び取扱者等を確実に記載するなど管理を徹底すること。

エ 上記事務終了後、可及的速やかに返信用封筒を発送すること。

4 配意事項

(1) 標章の郵送交付に係る周知

現在、国土交通省と調整中ではあるが、暫定的な措置として、OSS申請画面の標章の交付を受ける場所について入力する画面上に、「標章の郵送を希望す

る場合は、保管場所を管轄する警察署に電話する必要がある」旨の案内文を掲載する予定である。

各都道府県警察にあっても、ウェブサイト等により、本件について広く周知するとともに、様式第1号及び別紙「OSS申請における保管場所標章の郵送交付についてのご案内」を掲載するなど、手続面についても案内すること。

(2) 関係団体との事前調整

代理人として保管場所証明に係る事務を行っている日本行政書士会連合会及び一般社団法人日本自動車販売協会連合会に対し、オンライン申請に係る保管場所標章の郵送交付について協力を依頼しているため、各都道府県警察にあっては、当該団体支部と標章の交付方法について事前に具体的な調整を行うこと。

(3) 標章の郵送交付に関する取扱いの斉一性の確保

標章の郵送交付について、既に業務委託等により実施している都道府県警察にあっては、本通達の趣旨に沿った取扱いを行うこと。

(4) 処理期間の短縮

オンライン申請の処理が窓口申請よりも遅くならないように配慮するとともに、郵送交付の事務についても速やかに処理するなど、全体の処理期間の短縮に努めること。

～別添省略～